障害児通所支援事業

保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援とは

保育所・幼稚園・学校等に通っているお子さんが集団生活に上手く適応できない場合に、療育の専門職員が保育所や学校等に出向き、お子さんの特性に応じ、集団生活への適応のための支援を行うものです。集団適応のために必要な訓練などのお子さんへの直接的な支援や、保育所や学校等の職員に対する支援（支援方法に関する情報共有やアドバイス）を行います。

対象者：市町村から保育所等訪問支援の利用決定を受けている方

保育所等の集団生活を営む施設で集団行動が出来なかったり、苦手だったりする障がい児や発達に心配があるお子さん

訪問先：　保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設として市が認めた施設

☆保育所等訪問支援事業者一覧☆（R7.4月現在）

☆　**発達支援事業所しらぬい**
高小原町1476　　TEL（0965）62－8890

☆　**児童発達支援事業所　さくら**
高下西町1760
（ふくしステーション千の穂内）　TEL（0965）35－7011

☆　**児童発達支援事業所　わっご**
植柳上町683－17　TEL（0965）35－1201

☆　**放課後等デイサービス　こころ事業所**
豊原下町3325－1　TEL（0965）30－0556

☆　**児童発達支援事業所 第一ぷくぷく**
田中東町7－4　TEL（0965）34－6060

☆　**児童発達支援センター　のぞみ**
西松江城町2－17　TEL（0965）35－4766

実施状況は
各事業所で異なり
ますので、お問い
合わせください。

～利用者の声～

「利用してよかったです」

学校と事業所の連携がうまくいくようになって、本人が落ち着いて生活できるようになりました。

学校行事前に利用しました。子どもに必要な支援の内容を親・学校・事業所で共有、確認し合ったことで、子どもが行事に参加することができ、

学童保育で友達とうまく関わることができなかった時、事業所に学童保育での様子をみてもらい、具体的な対応の方法を学童保育の先生と確認し合ってもらいました。

先生と事業所がつながってくれることで親も安心感があります。

Q&A

Q：どうしたら利用できるの？

A： 児童発達支援や放課後等デイサービスと同様に、市役所に申請手続きを行い、支給決定を受けた方が利用できます。実際利用する場合に事業所にご依頼ください。

Q：希望すれば何回でも利用できるの？

A： 月２回までの利用決定を受けることができます。月２回の範囲内でお子さんの様子、保護者の希望、担当の先生方の意向を踏まえ、必要時に利用することが出来ます。

Q：費用はどのくらいかかるの？

A： 費用の１割（1回あたり1,000円程度）を保護者が負担していただくことになります。ただし、世帯の課税状況に応じて、ひと月の負担額（児童発達支援や放課後等デイサービスの利用料と合算）の上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。